

高齢者等の肺炎球菌感染症予防接種のお知らせ

65歳の方は肺炎球菌感染症の定期予防接種対象者です。

- ※ 60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能、これらのいずれかの障害を有する方（障害等級1級相当の方）は、接種券は送付されませんが対象者です。
身体障害者手帳を御持参の上、医療機関へ御相談ください。

接種に必要なもの

- ① 接種券（はがき）（対象者には、65歳の誕生日の翌月に送付※）
- ② マイナンバーカード等本人確認ができるもの
- ③ 接種料金 2,700円

接種期間 65歳の誕生日前日から66歳の誕生日前日まで

接種場所 旭川市実施医療機関（旭川市ホームページを御確認ください。）

- ※ 転入時期により、接種券が送付されない場合があります。はがきが届かない場合は、お手数ですが、問合せ先まで御連絡ください。

【注意】

- ・ 過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種された方、旭川市外へ転出された方は、対象外です。
- ・ 5年以内の再接種は副反応が強く高い頻度で出るとの報告があるため、必ず接種歴を御確認ください。

接種料金が無料となる方

上記対象者のうち次の方は、接種時に医療機関へ証明を提示すると無料で接種することができます。払戻しはできませんので、必ず事前に提示してください。

対象者	証明となるもの
生活保護世帯の方	保護手帳
市民税非課税世帯の方	介護保険料納入通知書（※1）又は非課税世帯確認証（※2）

（※1）介護保険料納入通知書について
「保険料計算の内訳（あなたの保険料の内訳）」部分の「世帯課税区分」欄が「非課税」と記載されているものが使用できます。

介護保険料納入通知書の送付時期

- ・ 4～6月誕生日の方には、7月中旬に送付予定。
- ・ 7月以降に誕生日を迎えられる方は、誕生日の翌月中旬に送付予定。

- ※ 介護保険料納入通知書がない場合は、非課税世帯確認証での証明となります。

（※2）非課税世帯確認証について

郵送対応しておりませんので、お手数ですが、お近くの支所又は保健予防係窓口まで次のものをご持参の上お越しください。

【発行に必要なもの】

- ① 接種券
 - ② マイナンバーカード等の本人確認書類
 - ③ 印鑑（手続きに来られる方以外の世帯員全員分）
- ※スタンプ印使用不可
※ 手続きに来られる方が住民票上別世帯の場合は、「委任状」が必要。

※ 令和7年1月以降に転入されてきた方は、住民票上同一の世帯全員分の「前住所地の課税証明書」

【お問合せ先】

旭川市7条通9丁目 総合庁舎 4階
保健予防課 保健予防係
電話 0166-25-6237

旭川市 HP

